

第 2 3 回小浜市農業委員会議事録

とき令和 4 年 4 月 2 8 日（木）午後 1 6 時 0 0 分

ところ小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

1 番赤尾裕子	2 番松井和幸	
4 番和田千代	5 番松尾志信	6 番早俊夫
	8 番河嶋幸男	
10 番西田尚夫		

欠席委員

		3 番東清俊
7 番福永吉孝		9 番岡田昌樹

遅刻委員

出席事務局石田事務局長、北村 G L、田中、内方

令和4年4月28日（木）午後16時00分小浜市役所3階302会議室において、第23回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

議案第99号農地法第3条の規定による許可申請について

議案第100号農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第101号農用地利用集積計画の承認について

議案第102号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の発行について

議案第103号辞任の承認について

報告第19号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

報告第20号合意解約の届出について

【議長】ただいまより第23回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

それでは、事務局より報告をお願いします。

【事務局長】

<事務局長より4月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として1番赤尾委員、2番松井委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、6番早委員、8番河嶋委員でした。

それでは、『議案第99号農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、ご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第99号農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第100号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

【5番委員】1番の〇〇の案件の隣なんですけど、携帯のアンテナが建っているところ、そのアンテナというのは分筆もされていないし、農転許可の覚えもないんですが、ああいうものというのは農転にかからなくても大丈夫なものなんですよ。

【事務局】はい。電気通信設備の転用に関しましては許可不要の案件となって

おります。ただ農業委員会に対して、こういう施設を建てますという届出だけはいただいております。分筆は現在されていないということなんですけど、今回転用が出てきて、所有権移転する際に分筆をされるということなのでちゃんと分筆をされるのであれば施設がそこにあっても特に問題はないということです。

【5番委員】それというのはなんとか法とかいう法律の関係で決まっているということですか。

【事務局】農地法に記載されておまして、許可を要しない場合ということで電気通信事業者が送電用の電気工作物に供する場合の転用である場合は転用許可を要しないという風に定められております。

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第100号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして『議案第101号農用地利用集積計画の承認について』を上程いたします。なお、〇〇にかかる1番委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第10条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。1番委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それでは1番委員関連について審議を行いますので、1番委員は退室してください。

<1番委員退室>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、1番委員に関連する内容について、原案どおり承認とさせていただきます。

1番委員は入室してください。

<1番委員入室>

【議長】それでは、残る内容についてご審議願います。何かご意見等ございませんか。

【5番委員】一番最後の所有権移転ですが、〇〇が関わると私に関わってくる

のではないかと思うのですが、私は残ってよろしいのでしょうか。この次の集積には関わってくるんですけど、今回の一対一の所有権移転には直接は関係ございません。

【事務局】配分計画のときには出てもらわないといけないと思います。

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第101号農用地利用集積計画の承認について』は、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして、『議案第102号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の発行について』を上程します。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第102号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の発行について』は、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして、『議案第103号辞任の承認について』を上程します。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それでは本案件については審議を省略します。承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第103号辞任の承認について』は、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして、『報告第19号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続きまして、『報告第20号合意解約の届出について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】これですべての議案を終了しました。その他、何かございましたらお願いします。

<事務局長来月の日程報告>

【議長】他にないようでしたら以上をもちまして、第23回農業委員会を終了させていただきます。